

## インボイス発行事業者の登録を受けましたが、しばらくして必要ない と感じたらすぐに登録を取り消すことができるのでしょうか?

インボイス発行事業者の登録自体は取り消すことが可能ですが、**登録の取消しは** 課税期間単位で行うこととなります。

インボイス発行事業者の登録を取り消すためには、**登録を取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日まで**に「**適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書**」を提出すれば、その課税期間からインボイス発行事業者の登録を取り消すことができます(15日前の日を過ぎて提出した場合、取り消したい課税期間の翌課税期間からインボイス発行事業者の登録が取り消されることとなります。)。

なお、免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合※は、登録日 以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は課税事業者となります ので、たとえ、インボイス発行事業者の登録を取り消したとしても、消費税の申告 納付が必要となります。

※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録を受けた場合を除きます。

また、登録の取消しに当たっては、「<u>インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類</u>」もご参照ください。